

許 可 証

平成28年1月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成28年4月1日

交野市長 黒田 実 印



事務所または事業所の所在地
及び名称

高槻市紺屋町3番1-326号
都市クリエイト株式会社
代表取締役 前田 晋二

取り扱う一般廃棄物の種類

ごみ（事業系一般廃棄物）

営業の種類

交野市域における収集運搬

営業の区域

交野市域

許可期間

平成28年4月1日から
平成30年3月31日まで

条 件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守し業務を円滑に行なうこと。

複写無効